新しくなります

後期高齢者医療被保険者証と国保の高齢受給者証

75歳以上の人の後期高齢者医療被保険者証と、70歳以上75歳未満の人の国民健康保険（国保）高齢受給者証は、毎年8月1日に更新されます。

対象の人は、7月中に送付されますので確認してください。

新しいものは8月1日(月)から使用できます

75歳以上（一定の障害がある人は65歳以上）の人が加入する、後期高齢者医療制度の新しい被保険者証と、国保に加入している70歳以上75歳未満の人の新しい高齢受給者証を送付します。届いたら、内容に誤りがないか確認してください。新しいものは8月診療分から使用できます。

送付時期／●被保険者証：7月中旬　●高齢受給者証：7月下旬

※現在使用している被保険者証と、高齢受給者証の有効期限は、7月31日(日)までです。

限度額適用認定証などの申請も忘れずに

医療機関の窓口で提示すると、自己負担限度額までの支払いとなる「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限が7月31日までです。8月1日から使用できる認定証は、次により手続きしてください。

〈国保に加入している人〉

被保険者証と印鑑を持参し、保険年金課または各支所で申請してください。さかのぼっての認定はできません。

〈後期高齢者医療制度に加入している人〉

現在認定証が交付されていて、8月1日以降も対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付するので、申請は不要です。

申し込み・問い合わせ先
保険年金課
国民健康保険班　☎62-5331
高齢者医療年金班　☎62-5882

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の対象

対象		所得区分	交付申請できる認定証
国民健康保険	70歳未満	住民税課税世帯	限度額適用認定証
		住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証または標準負担額減額認定証
	70歳以上75歳未満	住民税課税世帯	高齢受給者証を提示することで、自己負担限度額までの請求となります。
		住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証または標準負担額減額認定証
後期高齢者医療制度	●75歳以上 ●65歳以上75歳未満で一定の障害があり認定された人	住民税課税世帯	被保険者証を提示することで、自己負担限度額までの請求となります。
		住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証

※国保加入者の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付には、国民健康保険税を完納していることが条件となります。